

テレビショッピングで注文したら定期購入だった…

Q. テレビショッピングで「お試し価格」が安かったので健康食品を購入し、商品が届いた。その 1 カ月後、何も頼んでいないのに同じ商品が届いた。よく確認すると「定期お届けコース」となっていて2回目は高額請求だった。試しで気に入ったら続けたいと思っていたが必要ないとわかった。返品し、解約したい。（80 歳代 女性）

A. テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、契約内容や解約条件を見逃しやすいようです。「初回限定」や「お試し価格」などの言葉に惑わされないように気をつけましょう。テレビショッピングなどの通信販売にはクーリングオフの制度はありません。電話で注文する際には、解約条件についてもオペレータによく確認することが大事です。契約条件によっては返品できる可能性がありますので、困ったときには一人で悩まず、早めにご相談下さい。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10 時～16 時（年末年始・土日祝日を除く）